

2016年9月18日

「日米の年金」
(主催：シカゴ日本人会)

1. 日本の年金は25年以上加入が必要 でも諦めるのは早い！！

- ① カラ期間活用—昭和36年（1961年）4月以降20歳から60歳までに海外にて日本国籍で在住していた期間。
- ② 日米社会保障協定活用—米国年金加入期間の加算
例 日本で10年間厚生年金に加入。50歳で渡米。15年間SSに加入。現在65歳。→カラ期間活用、日米社会保障協定活用
- ③ 年金機能強化法 2017年4月から受給資格10年
年金の受給資格の期間をこれまでの25年（300月）から10年（120月）へ短縮。改定目的は受給者の増加。消費税10%が前提だったが。

2. 年金の支給開始

厚生年金 早い方で60歳（*男性 誕生日1953年「女性1958年」4月2日～1955年「1960年」4月1日 61歳支給開始。
*1961年「1966年」4月2日以降誕生日の方は65歳支給開始。）
国民年金 一律65歳 手続きは受給年齢に達した日から可能。

3. 日米社会保障協定で受給しやすくなりました。

日米社会保障協定 2005年10月1日発効

- (1) 社会保障税2重払い回避→日米両国の社会保障制度（年金・医療保険）の内、いずれか一方のみに加入（5年以内の滞在 日本継続）
- (2) 保険料の掛け捨て→年金を受ける為に必要とされる年金加入期間は、日米両国の年金加入期間を相互に通算する（重複しない期間）
 - ① 大正生まれの方は「カラ期間」適用対象外。→協定活用
 - ② 「カラ期間」が短い方→協定活用

4. 米国籍でも受給できます。

日米の年金共に国籍は関係ありません。

但し、日本の年金受給資格取得後に米国籍へ変更

5. 日本と米国の年金の受給 (WEP)

基本的には日米の年金制度はそれぞれ別個の制度であり受給条件を満たせば両国からそれぞれの年金を受給できます。但し棚ぼた排除条項(WEP)により日本の年金受給者は米国年金が減額されることがあります。但し例外があり国民年金、遺族年金の受給者、SSTaxを社会保障上の高額所得レベルで30年以上支払った方は対象となりません。減額の最高額は月約413ドル(2015年 退職年齢62歳加入期間20年以下の場合)

年金が比較的低額の場合、日本の年金の半分を上回る減額はありませぬ。

対策：老齢厚生年金 繰り下げ(4.2%up)、老齢基礎年金 対象外

6. 将来の年金請求への備え

① 年金加入記録の整理 被保険者証、年金手帳、基礎年金番号

② 勤務記録の整理

被保険者証、年金手帳が無い場合 勤務先名、所在地、勤務期間(国民年金なら加入していたときの住所、加入期間)を年金事務所に申し出て記録確認。窓口の端末に記録が無い場合、古い台帳調査を依頼のこと。

③ カラ期間の証明のためパスポート保有

カラ期間証明の方法 (1)パスポート(2)戸籍の附票(3)領事館発行の在留証明(日本人)、居住証明(元日本人)(4)法務省発行した出入国記録(無料)

④ 国民年金の任意加入(国が半分の費用を負担。老後の生活資金確保更に障害年金、遺族年金) 保険料月額 16,260円 年金額 780,100円

国民年金付加年金制度 国民年金の一般保険料に加えて付加保険料(月々400円)を納めると付加年金として「200円×付加保険料納付月数」受給 これは非常にお得な制度で、海外からも是非加入されることをお勧めします。付加年金を2年間受給すればトントン。以降は受給期間1年ごとに「納付した付加保険料の総額の半額」ずつ得をします。

⑤ 日本に銀行口座開設の薦め 米銀行の Handling Charge \$15~20 (例外 CA UNION BANK、大口CD預金等 無料)

⑥ 年金事務所に米国の住所を届けておく

年金事務所に米国の住所を届けておけば、日本年金機構から「年金定期便」や重要な通知が届くようになります。届出先は日本年金機構本部。年金事務所でも変更手続きが可能、一時帰国された時訪問するか、日本

の身内の方に委任状を渡しその変更手続きをすることも出来ます。

7. 年金受給者の方へ

- ① 現況届け 公的年金受給の為の在留証明は総領事館に郵便申請が可能。
- ② 「租税条約に関する届出書」 居住者証明 (IRS Form 6166 申請は Form 8802 \$ 85)

二重課税回避のため3年ごとに日本年金機構から書類提出の知らせが来ます。源泉徴収の対象にならない提出省略可能な年金額は65歳未満 年額70万円未満 65歳以上 年額120万円未満の場合。「年金額が源泉徴収の対象外の為、租税条約に関する届出書等は提出しません」と記載の上、書類を提出。但し、65歳から等年金額が増額する場合がありますからご注意ください。

- ③ 住所、振込先変更等各種問い合わせ先

(書面) 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24
日本年金機構本部 外国給付担当係

(電話) 年金ダイヤル 81-3-6700-1165

- ④ 65歳の時、繰下げ請求 (66歳から70歳まで選択可能)
増加率 66歳 (8.4%) 68歳 (25.2%) 70歳 (42%)
60歳から64歳までの間に繰上げ請求可能
減額率 60歳 (30%) 62歳 (18%) 64歳 (6%)
繰上げ請求により、60歳台前半の老齢厚生年金は65歳になるまで一部が支給停止される場合があること、寡婦年金は受けられなくなる等注意事項がありますので良く理解して選択する必要があります。

8. 国民年金保険料の後納制度

20歳以上60歳未満の方で、過去5年以内に納め忘れの期間や未加入期間がある方が対象です。2018年までの特例処置です。

9. 遺族年金

遺族年金は遺族基礎年金 (国民年金) 遺族厚生年金 (厚生年金) があります。

(1) 受給資格

* 遺族基礎年金

- ① 国民年金をもらっている人が亡くなった時
- ② 老齢基礎年金の受給資格のある人が、年金受給前に亡くなった時
- ③ 国民年金に加入中の人亡くなった時

*遺族厚生年金

- ① 老齢厚生年金をもらっている人が亡くなった時
- ② 老齢厚生年金の受給資格がある人が、年金の受給前に亡くなった時
- ③ 厚生年金に加入中の人が亡くなった時
- ④ 厚生年金の加入中の傷病がもとで初診日の日から5年以内に死亡した時。

米国にお住まいの方は①と②のケースが多いと思いますが、日米社会保障協定の発効に伴い、③のケースも出てきています。

①の場合、配偶者などの遺族は一定の要件を満たせば遺族年金をもらえます。

②は次の場合が考えられます。

厚生年金加入期間が20年以上あるか又は国民年金加入期間と合わせて25年以上ある人は当然②に該当します。

年金加入期間が短い人でも、日本国籍を持っている人は、海外に在住している60歳までの期間（カラ期間）を加算できるので、これが25年以上になればその人も②に該当します。又、日本の年金加入期間と米国の年金加入期間を通算して25年以上ある人も老齢年金をもらう資格がありますので②に該当します。

③は2つの場合が考えられます。

米国在住で日本の厚生年金に加入している人は当然③に該当します。これ以外に厚生年金に加入していた人がその後米国に移住し、米国年金加入中に亡くなった場合も日米社会保障協定によって日米の年金加入期間の通算し25年以上あれば遺族年金の受給資格を取得できます。

以上のことから、以前厚生年金に加入していたかなり多くの方が、遺族年金の対象になることがお分かりいただけたと思います。

(2) 年金を受け取れる遺族の要件

*遺族基礎

遺族基礎年金を受け取れる遺族は、亡くなった人により生計を維持されていた「子のある配偶者」か「子供」です。これまでは母子家庭が主な対象の制度で、子を持つ夫が妻に先立たれた場合は支給されませんでした。が、時代の流れに従い、2014年4月からは「子供を持つ夫」つまり父子家庭になった場合も遺族基礎年金を受け取れるようになりました。

*遺族厚生年金

①遺族厚生年金を受け取れる可能性のある遺族は、亡くなった人に扶養されていた妻、子、夫、父母、孫、祖父母です。このうち最も順位の高い人に遺族年金が支給されます。また、「扶養されていた」とは、「一緒に生活し、年収が850万円未満であること」をいいます。遺族の国籍は問いませんが、妻以外の遺族は次の要件も満たす必要があります。

(イ) 夫 妻の死亡時に年齢が55歳以上であること。ただし遺族年金は夫が60歳になってから支給されます。(ロ) 子、孫 18歳になった後、最初の3月末までの子または孫。(日本でいえば、高校卒業までの子又は孫) (ハ) 父母、祖父母 本人死亡の当時、55歳以上であること。ただし、遺族年金は60歳になってから支給されます。

・遺族厚生年金を受ける順位

第1順位 妻、子、夫、第2順位 父母 第3順位 孫 第4順位祖父母の順となります。第1順位の中には①子のある妻②子③子のない妻④55歳以上の夫の順となります。例えば妻が再婚して遺族年金をもらえなくなったときは、子供がもらえるようになることがあります。子と夫の関係も子がもらえなくなったら夫がもらうこととなります。第1順位の遺族がいるときは第2順位以下の遺族は受け取れません。

(3) 給付の種類と年金額

*遺族基礎年金

①子のある配偶者への支給額は 780,100 円+子の加算額 (1人及び2人目の子の加算額は 224,500 円、3人目以降は一人当たり 74,800 円)

②子供だけが遺族基礎年金を受給する場合

子が一人の場合は 780,100 円。加算は第2子以降について行い、子一人あたりの年金額は、上記による年金額を子供の数で除した額。

*遺族厚生年金

① 遺族厚生年金 夫が受け取っているあるいは受け取るはずの老齢厚生年金の報酬比例部分の年金額のほぼ4分の3が妻に遺族年金として終身支給されます。

*配偶者自身が厚生年金の受給者の場合

ケース1 いずれか高い方 (イ) 死亡した人の報酬比例部分の4分の

3 (ロ) 死亡した人の報酬比例部分の3分の2 + 自分自身の老齢厚生年金の額の2分の1

ケース2 いずれか高い方 (イ) 死亡した人の報酬比例部分の4分の3

(ロ) (イ) の3分の2 + 自分の老齢厚生年金×2分の1

- ② 寡婦加算 夫の厚生年金加入期間が20年以上の場合で10年以上継続して婚姻関係にあり生計維持された妻が受給できますが、日米社会保障協定の発効により、米国年金加入期間と厚生年金加入期間とを通算して20年以上あれば厚生年金加入期間が20年未満でも加入期間に応じた額が寡婦加算として支給されます。(2005年11月以降)

* 中高齢寡婦加算

次のいづれかに該当する妻が受ける遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、585,100円が加算されます。

・夫が亡くなった時、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がいない妻
・遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻が、子が18歳到達年度の末日に達したため、遺族基礎年金を受給できなくなった時

* 経過的寡婦加算

65歳以上になると経過的寡婦加算として妻の生年月日により一定額が支給されます。遺族厚生年金を受けている妻が65歳になり、自分の老齢基礎年金を受けるようになったときに65歳までの中高年付加加算に代わり加算されます。

10. マイナンバー制度 「社会保障・税番号制度」 16年1月運用開始

以下Q&A

- (1) 現在日本国籍ですが、もしアメリカ国籍に換えた場合は日本の国民年金はもらうことができなくなるのでしょうか
→受給できます。国籍は関係ありません。日本国籍である間に日本の年金の受給資格が取得できていれば国籍が変わっても日本の年金を受け取れます。

但し将来、日本の年金受給の為の加入期間の不足分を米国年金(ソーシャルセキュリティ)の加入期間との通算でクリアーされる方の場合、国籍

は問いませんので日本の年金の受給資格を取得する前に国籍を変更されても問題はありません。

(2) ビザ (E-2) にて20年以上長期駐在しており、米国年金の取得権はあるのですがもし日本に帰任する事になると米国での住所、銀行口座が無くなります。米国での年金は海外送金等で米国外での受給は可能でしょうか？
→日米いずれの年金も、世界中送金可能です。

(3) 国際結婚が多くなっている現実、離別あるいは死別の場合、アメリカ人配偶者の Social Security を日本人配偶者が将来受け取ることが出来ますか？

→離婚した元配偶者が夫の年金を受給する条件は①受給者との10年以上の婚姻関係②62歳以上で受給開始時に独身であることです。受給後再婚したらその結婚が終了(死別、離別、取り消し)しない限り年金を受け取ることが出来ません。

→離婚した元配偶者が遺族年金を受給する為には①受給者との10年以上の婚姻関係②60歳以上で受給開始時に独身であることです。60歳から62歳未満で再婚した場合、元配偶者の年金を受給。そして、62歳に達した際に、再婚者の勤労に基づいて受給できる年金と比較して高いほうを受給可能となります。また、日本で受け取る事は可能でしょうか？ →可能です

(4) 二重国籍ではありませんが、私の名前が二通り、永住ビザ上(アメリカ人夫の姓)と日本の戸籍上(パスポートと同じ、旧姓)と二つになっていますが問題ありますか →日本の年金の申請のために名前を1つにする必要はありません。日本で働いていた時の名前(戸籍上の名前)と米国での名前が異なっても年金手続き上、問題はありません。

(5) 米国年金は収入があると減額されるのですか？

→66歳以上(Full Retirement Age)の受給者への収入制限はありません。

62歳から65歳まで 年間収入上限 \$15,720.

上限を超える場合 \$2の収入に対して \$1減額されます。

66歳になる年度で66歳の誕生日まで(例 7月生まれ 66歳になる年の1月から6月分まで)年間収入上限\$41,880. 上限を超える場合 \$3の収入に対して \$1減額されます。減額はされますが、一方で SSTax を払っているの、毎年年金額はその分増額になります。

(6) 将来日本に帰り、米国から年金をもらう場合、グリーンカードを維持しないと不利な点があるのでしょうか？日本に行っても収入の申告をする

必要があり維持するのは日本では簡単ではないと思います。

→米国 SSA(米国社会保険庁)は米国外滞在者に対する米国年金の支払いについて (What happens to your right to Social Security Payments when you are outside the United States) 次の様に説明しています。

- (a) 米国籍者の場合、受給資格さえあれば米国外に滞在していても米国年金を支払います。(原則、米国籍でないと年金は支給されません) 但し、あなたが次の国の国民であるなら、米国外にどれだけ滞在しようと、受給資格さえあれば米国年金は引き続き支払われます。(例外対象国) 日本、オーストリア、イスラエル、フランス、韓国等 21カ国
- (b) あなたが米国籍者でなく、日本、フランス、メキシコ、ブラジル等 77カ国の国民である場合、6か月以上米国外に滞在した場合、次の例外国を除き、米国年金の支払いは米国を離れた6か月後にストップします。
(例外国) 現在、米国が社会保障協定を締結している国 日本、オーストラリア、フランス、韓国等 21カ国。

以上から、日本国籍者は米国外に住んでいても米国年金の受給資格さえあれば、年金を受給できるということです。(因みに、イスラエルは (a) の例外対象国ですが、(b) の例外国ではありません。)

SS オフィスの窓口で、グリーンカードのまま日本に帰国すると米国年金は減額されるとか、米国籍にしないと支給停止になる様なことをもっともらしく説明され仕方なく米国籍にされた方も少なからずいらっしゃいます。SS オフィスで良くこの取り扱いを間違えて説明されますので要注意。

- (7) グリーンカード放棄、米国籍離脱した場合、一定の条件に該当すると出国税が課せられます。3種類の出国税の一つに課税繰延資産の30%源泉課税がありますが、米国年金は課税繰延資産の対象ではありません

尚、年金の受給資格があるか、年金額はどれほどか、支給開始はいつからか等ボランティアで調査致します。年金申請手続き代行支援が必要な場合は、海外からの申請手続きに慣れた信頼のおける社会保険労務士が対応致します。ご質問の在る方は市川までご遠慮なくご連絡下さい。

海外年金相談センター 市川俊治

住所 〒162-0067 東京都新宿区富久町 15 番 1-2711 号

TEL&FAX: 81-3-3226-3240

E-Mail nenkinichikawa@gmail.com

<http://nenkinichikawa.org>